

事 務 連 絡
令和 4 年 8 月 9 日

高齢者施設管理者 様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

高齢者施設の利用者が医療機関へ入院する際の留意点について（通知）

日ごろは県の高齢者福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先日、県内の高齢者施設利用者（以下「当該利用者」という。）が、新型コロナウイルス感染症以外の治療のため医療機関に入院後、新型コロナウイルスの陽性が判明し、対応した医療機関の職員や患者が感染し、クラスターが発生した事例がありました。

当該利用者が入院した以前に、利用施設では新型コロナウイルス感染症の陽性者がいたことが確認されていますが、施設から医療機関に対し、コロナ関連の連絡はありませんでした。

コロナ対応のステージが特別警戒となる中、医療提供体制の確保が極めて重要となっています。医療機関での感染者の発生を防ぐためにも、施設から医療機関に入院等される場合の情報連携について、下記により対応いただくようお願いします。

記

1 施設職員や家族が利用者を医療機関に受診させる場合

- (1) 利用者が陽性者でなくても、施設内で陽性者（職員含む）が発生している場合は、その旨を医療機関に伝えること。
- (2) 利用者が陽性者の場合は、その旨を医療機関に伝えること。

2 施設から救急車により利用者を医療機関へ搬送する場合

- (1) 利用者が陽性者でなくても、施設内で陽性者（職員含む）が発生している場合は、その旨を救急隊員に伝えること。
- (2) 利用者が陽性者の場合は、その旨を救急隊員に伝えること。